

令和8年度 新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について

1 基本的な考え方

- (1) 指定校変更は、当該校の在籍する児童又は生徒の人数及び学級数を考慮し、適正な運営が確保されるよう、新入生上限数を定め、その範囲内で許可する。
- (2) 新入生上限数から通学区域内の入学予定者数を除いた人数を受入可能人数とし、指定校変更を希望する児童又は生徒の数が受入可能人数を超えたときは、指定校変更を希望する児童又は生徒について抽選を行い、入学許可者を決定する。
- (3) 受入可能人数は、小学校は1月中旬、中学校は2月中旬の通学区域内の入学予定者数を基に決定する。
- (4) 大田区内に居住していない児童又は生徒の就学は、原則として許可しない。

2 小学校の学校別取扱い

- (1) 令和8年度の学校別対応を下表のとおりとする。

新入生上限数	学校名		取扱い等
60 人 (2 学級)	清水窪		【新入生上限数の考え方】2 学級の上限は、70 人(35 人×2 学級)であるが、学校施設の収容状況のひっ迫により転入児童 10 人の余裕分を確保して 60 人とする。
65 人 (2 学級)	調布大塚 千鳥 洗足池 赤松	北糺谷 西六郷 志茂田 南蒲	【新入生上限数の考え方】2 学級の上限は、70 人(35 人×2 学級)であるが、転入児童 5 人の余裕分を確保して 65 人とする。
95 人 (3 学級)	大森第一 開桜 大森第三 入新井第一 馬込第二 池上	徳持 東調布第一 矢口 多摩川 おなづか	【新入生上限数の考え方】3 学級の上限は、105 人(35 人×3 学級)であるが、転入児童 10 人の余裕分を確保して 95 人とする。
130 人 (4 学級)	山王 馬込第三 嶺町	久原 小池	【新入生上限数の考え方】4 学級の上限は、140 人(35 人×4 学級)であるが、転入児童 10 人の余裕分を確保して 130 人とする。
165 人 (5 学級)	馬込 梅田		【新入生上限数の考え方】5 学級の上限は、175 人(35 人×5 学級)であるが、転入児童 10 人の余裕分を確保して 165 人とする。
なし	上記以外の小学校		事前に制限は行わないが、想定を超える申請があった場合等には、適正な学校運営が確保できる学級数に基づく新入生上限数を定め、上記制限校と同様に取り扱う。

- (2) 受入れ制限を行う学校において、通学区域内の入学予定者数が想定を超え、制限した学級数の定員を超える人数となった場合には1学級を増設することとなるため、結果的に指定校変更による受入可能人数に余裕が生じることになる場合は、指定校変更を許可する。ただし、これまで通学区域内の転入等による児童数の異動が多い学校については、この学級数増設による受入可能人数の変更を行わない場合がある。
- (3) 平成28年4月1日から通学区域が変更となった地域に居住し、通学区域変更後も兄弟が変更前の指定校に通学している場合、新入学児童が兄弟と同じ学校へ指定校変更を申請すればこれを許可する。
- (4) 抽選を実施するかどうかは、令和8年1月6日までの申請数に基づき判断する。

3 中学校の学校別取扱い

(1) 令和8年度の学校別対応を下表のとおりとする。

指定校変更の受入れ制限を行う学校

新入生上限数	学校名	取扱い等
65 人 (2 学級)	石川台	【新入生上限数の考え方】2 学級の上限は、70 人 (35 人×2 学級) であるが、転入生徒 5 人の余裕分を確保して 65 人とする。
95 人 (3 学級)	馬込	【新入生上限数の考え方】3 学級の上限は、105 人 (35 人×3 学級) であるが、転入生徒 10 人の余裕分を確保して 95 人とする。
130 人 (4 学級)	馬込東 東蒲 雪谷	【新入生上限数の考え方】4 学級の上限は、140 人 (35 人×4 学級) であるが、転入生徒 10 人の余裕分を確保して 130 人とする。
160 人 (5 学級)	志茂田	【新入生上限数の考え方】5 学級の上限は、175 人 (35 人×5 学級) であるが、学校施設の収容状況のひっ迫により転入生徒 15 人の余裕分を確保して 160 人とする。
165 人 (5 学級)	大森第二 大森第三 大森第四 大森第六	【新入生上限数の考え方】5 学級の上限は、175 人 (35 人×5 学級) であるが、転入生徒 10 人の余裕分を確保して 165 人とする。
200 人 (6 学級)	大森第八 大森第七 貝塚	【新入生上限数の考え方】6 学級の上限は、210 人 (35 人×6 学級) であるが、転入生徒 10 人の余裕分を確保して 200 人とする。
その他	上記以外の中学校	事前に制限は行わないが、想定を超える申請があった場合等には、適正な学校運営が確保できる学級数に基づく新入生上限数を定め、上記制限校と同様に取り扱う。

(2) 抽選を実施するかどうかは、令和8年1月6日までの申請数に基づき判断する。

(3) 受入れ制限を行う学校において、通学区域内の入学予定者数が想定を超え、制限した学級数の定員を超える人数となった場合には1学級を増設することとなるため、結果的に指定校変更による受入可能人数に余裕が生じることになる場合は、指定校変更を許可する。ただし、これまで通学区域内の転入等による生徒数の異動が多い学校については、この学級数増設による受入可能人数の変更を行わない場合がある。